

# デジタルサイネージ等を活用した インバウンド向け情報発信業務 仕様書

## 1 目的

山口県では、ニューヨークタイムズの記事掲載による海外からの注目度の高まりや、大阪・関西万博の開催を契機として、英語圏を中心とした外国人観光客の誘客強化に取り組んでいる。

本業務は、外国人観光客が訪日旅行中に訪れる可能性の高い交通拠点等において、デジタルサイネージ等を活用して本県の観光情報を発信し、山口県への来訪を促すことを目的に実施するものである。

## 2 事業名

デジタルサイネージ等を活用したインバウンド向け情報発信企画運営業務

## 3 契約期間

契約日から2025年3月31日まで

## 4 委託上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

## 5 業務内容

### (1) 広告関連

山口県の人気観光地や来県方法、二次交通手段等を充分理解したうえで、事業全体で効果が最大化できるように、内容を考慮して次の広告を実施すること。

《参考サイト》

山口県観光連盟 <https://yamaguchi-tourism.jp/>

YAMAGUCHI TRAVEL JAPAN <https://www.visit-jy.com/en/>

山口県観光周遊バスツアー <https://www.yamaguchi-shuyu-bus.net/>

#### ① 主要な国際空港や駅での広告

- 本県の観光情報についての広告物を作成するとともに、英語圏を中心とした外国人観光客が訪日旅行中に訪れる可能性の高い国際空港や駅において、訴求力のある広告活動を実施すること。

以下に掲げる広告場所等の他、効果的なものがあれば、独自に提案すること。

【広告場所・媒体】

項目	広告場所		広告媒体
必須	東京駅（新幹線乗換口、観光案内所）		デジタルサイネージ
	新大阪駅（新幹線改札内）		
	広島駅（新幹線改札内）		
	羽田	搭乗ゲート待合スペース	任意
	空港	浜松町駅までのモノレール内	
任意	新大阪駅（観光案内所）		デジタルサイネージ
	成田国際空港		
	関西国際空港		
	宮島口駅		
	福岡国際空港		
	その他、効果的な場所		任意

【広告内容】

- デジタルサイネージの特徴を生かした具体的な広告内容を提案すること。
- 広告場所ごとに、対象者の属性や山口県からの距離を考慮し、効果的な掲載内容を意識すること。

【広告期間】

- 以下の2度のタイミングを含み、それぞれ4週間以上実施すること。
  - ・初夏（米国の訪日ハイシーズン）から山口祇園祭（7月27日）まで
  - ・秋シーズン（ニューヨークタイムズ記事の「紅葉」イメージを活用）

【その他】

- 本業務が訪日旅行中の外国人観光客に対する漫然とした山口県の観光情報の発信ではなく、情報を受け取った方々に山口県の詳細な情報を知るためのアクションを起こしてもらうことを目的とした、コミュニケーション事業であるということを念頭において実施すること。
- 英語圏を中心とした多くの外国人観光客が広告物を目にするができるよう、広告場所、広告媒体、広告期間について提案内容の根拠となる数値等を示したうえで提案すること。
- 広告媒体として、デジタルサイネージやポスターを想定しているが、他にも効果的な媒体（車内広告等）があれば加えて提案すること。また、広告全体として最大の費用対効果が見込まれるよう、各広告場所での広告期間について調整すること。

- 委託者と協議のうえ、良質な広告物を作成すること。また、提案にあたっては、作成する広告物のクオリティがわかるよう、過去に作成した広告物のサンプル等の提示も併せて行うこと。
- 必要に応じて、山口県観光連盟において過去に作成した観光PR動画のデータを提供するので、活用すること。

《参考サイト》

YAMAGUCHI TRAVEL JAPAN内 Movies  
<https://www.visit-jy.com/en/movie/>

- 広告物の作成・印刷・掲出等、広告に係る経費は全て委託金額に含めること。
- 委託者から広告場所・期間等の変更協議があった場合は対応すること。
- 広告の掲出先については、事業目的と照らし、不適切な媒体・場所などに掲示されないようにすること。

② 東京、大阪のインフォメーションセンターの活用

- 外国人観光客が情報収集のため訪れる可能性の高い、東京都・大阪府に所在するJNTO認定外国人観光案内所に、やまぐち観光ガイドマップ等の（外国語パンフレット）を設置すること。

以下に掲げる設置場所等の他、効果的な場所や方法があれば、独自に提案すること。

【設置場所】

東京都内及び大阪府内の、カテゴリ3のJNTO認定外国人観光案内所

【設置期間】

①に準じる。

【その他】

- やまぐち観光ガイドマップ（英語・韓国語・繁体字・簡体字・タイ語）等の外国語パンフレットは委託者で用意する。

③ その他広告活動

- イベントの実施等、効果のある広告活動があれば提案を行うこと。広告活動にかかる費用は、全て委託金額に含むものとする。
- 広告活動の実施場所は原則として日本国内とする。
- 提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

提案事項	提案を求める内容
広告活動の概要	広告活動の媒体、内容、時期、期間、成果目標など

#### ④ 効果測定

- (1)①～③までの各メニューの実績を報告すること。
- (1)①～③までの各メニューの実施による効果について、調査・分析を行い、報告書を提出すること。

報告書の提出は、中間（10月末を目途）、事業終了の各時点において行うこと。

調査・分析の方法等については、山口県観光連盟と必ず協議すること。

提案事項	提案を求める内容
効果測定の方法	効果検証の手法や考え方について提案すること

#### (2) 実施体制、スケジュール等

- 事業を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、委託者へ届け出ること。また、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- 提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

提案事項	提案を求める内容
実施体制	(1)①～④までの各事業の実施体制について記載すること
スケジュール	(1)①～④までの各事業について、スケジュールを提案すること
事業者の強み	(1)①～④までの各事業について提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること

## 6 業務の目標

アウトプット：8か所（「5 業務内容(1)①【広告場所】」で必須と示した5か所を含む）以上で、計8週間以上の広告活動

アウトカム：応募者が企画提案で設定すること

## 7 成果物の提出

事業終了後、2025年3月31日（月）までに委託者あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって委託者に帰属するものとする。

### 【実施報告書】

以下のとおり、業務に関して作成した全ての成果物を含めること。

- ・ (1)①～③までの広告実績にかかる書類、実施成果を漏れなく取りまとめた報

告書（A4サイズ、2部）

- ・各広告場所での実績写真等（USBメモリー等に格納）
- ・作成した広告物・映像データ等（USBメモリー等に格納）

## 8 その他

### 【著作権】

- 本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属すること。また、成果品は以降、委託者が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。なお、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。  
ただし、成果品にこの契約の前から受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- 本契約期間終了後、委託者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合には、その全てを委託金額内に含めること。
- 本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

### 【その他留意事項】

- 事業者は、本業務を実施するにあたり、山口県観光連盟と十分な調整を行うこと。
- 本業務を円滑に遂行するため、山口県観光連盟は受託事業者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- 本業務の運行形態や広告効果を勘案し、山口県観光連盟と委託事業者との話し合いをもって、その内容を変更することができる。
- 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 業務実施にあたっては、山口県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定め

がない事項については、必要に応じて山口県観光連盟と受託事業者が協議の上、定めるものとする

- 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。